中国六朝古小説訳注『列異伝』(五

要

旨

読解を目的とし、現在続けている「中国六朝古小説訳注」作成の一『列異伝』訳注は、六朝古小説研究のための基礎資料収集とその

部である。

魏・文帝『列異伝』は、六朝期に於ける志怪小説集の一

文帝撰」とあるが、『旧唐書』経籍志・雑伝類および『新唐書』芸沈』にまとめられている。『隋書』経籍志・雑伝に「列異伝三巻 魏話を残すのみで、それらの説話は『列異伝』として魯迅『古小説鉤つである。しかし現在では既に失われ、類書等に引用されている説

した。

「大学」の内「29 史均」から「37 読生」までの九条を取りに、全四十七条の内「29 史均」から「37 読生」までの九条を取りて、全四十七条の内「29 史均」から「37 読生」までの九条を取り

キーワード

列異伝・中国古小説訳注

| 宇二月)こ、「8 詳トーダルー」から「6 トサテートとから「07 欒侯」までは『安田女子大学紀要』

第 40 先

坊

幸

子

01

陳倉祠」

班はは 二十六年二月)に、 号 女子大学紀要』第43号 (平成二十四年二月)に、「8 鮮于冀」から「16 『安田女子大学紀要』第41号 から 21 劉卓」までは 「22 鄧卓」から「28 営陵道人」までは (平成二十七年二月)に掲載済。 『安田女子大学紀要』第42号 (平成二十五年二月) に、「17 一蒋子文 (平成 まで -胡こ 母も

29 史境

果抜。即掘出之、便平復如故。 杖豎我瘞上。若杖抜、出之。」及死、埋杖如其言。七日往視、杖陳留史均、字威明。嘗得病。臨死、謂其母曰「我得復生。埋我、

て抜けたり。即ち掘りて之を出せば、便ち平復すること故の如し。 世がること其の言の如くす。七日にして往きて視れば、杖 果たしい では、 若は は なくれば、 之を出せ」と。 死するに及び、杖をにいて日く「我 復た生くるを得たり。我を埋むるに、杖もて我が瘞上で日く「我 復た生くるを得たり。我を埋むるに、杖もて我が瘞上で日く「我 復た生くるを得たり。我を埋むるに、杖もて我が瘞上で日く「我 復た生くるを得たり。我を埋むるに、杖もて我が瘞上で出ること故の如し。

になった。 は抜けていた。 杖を言われた通りに埋めた。七日たって行って見ると、果たして杖 ことができます。私を埋める時には、 陳かりゅう あった。 もし杖が抜けたら、 郡の史均は、字を威明と言った。 死にそうになった時、 早速これを掘り出したところ、すぐに元通りに元気 私を出して下さい」と。亡くなってから、 母親にこう言った「私は生き返る 杖を私の墓の上に立てて下さ かつて病気に罹ったこと

*この話は『太平御覧』七一○に見える。また、この事は く。走りて井上に至りて浴せば、平復すること故の如し。後 隣人とく。走りて井上に至りて浴せば、平復すること故の如し。後 隣人との杖を以て極上に柱てよ。若し杖 折るれば、掘りて我を出せば、已に活べするに及びて之を埋め、柱つること其の言の如くす。七日にして死するに及びて之を埋め、柱つること其の言の如くす。七日にして死するに及びて之を埋め、柱つること其の言の如くす。七日にして死するに及びて之を埋め、柱つること其の言の如くす。七日にして明正明ひて曰く「我 死するも当に復た生くべし。我を埋むるに、竹母に謂ひて曰く「我 死するも当に復た生くべし。我を埋むるに、竹母に謂ひて曰く「我 死すること故の如し。後 隣人と 漢の陳留 考城の史姁、字は威明。年少き時、意思。 からとう こく きな みきじ きかま 請往省之。路遥三千、再宿還報。(『捜神記』 巻一五(『法苑珠林』一一六、『太平広記』三七五引)に見える。 復生。 漢陳留考城史姁、字威明。 一宿便還、果得報。考城令江夏猿賈和姉病在隣里。 言。 「何有千里暫得帰耶。」答曰「一宿便還。」即書、取報以為験実。 後与隣人乗船至下邳、 七日往視、杖果折。 埋我、以竹杖柱於瘞上。若杖折、 年少時、嘗病。臨死、 売鋤、不時售。云「欲帰。」 人不信之、 即掘出之、已活。走至井上浴、平復如 掘出我。」及死埋之、柱如 卷一五) 謂母曰「我死当 欲急知消息、 『捜神記

> 遥かなること三千なるも、再宿にして還りて報ず。り。急ぎて消息を知らんと欲し、往きて之を省せ 果たして報を得たり。考城の令 江夏の猿賈和の姉 病みて隣里になせ、 からとうれい かっかったが かったが おか ない からとうれい だっか たんか おいち書して、報を取りて以て験実と為さしむ。一宿にして便ち還り、すなば かん 急ぎて消息を知らんと欲し、往きて之を省せんことを請ふ。路にして報を得たり。考述の令 江夏の猿賈和の姉 病みて隣里にたい

 陳留—郡名。 「漢陳留考城」五字に作る。 漢に置かれた。今の河南省陳留県。 「考城」 は、 県名。 後漢に置かれた。 搜神記』 は

②史均— 『捜神記』は 「史姁」に作る。

河南省民權県と東仁県との地

③嘗得病―『捜神記』はこの上に「年少時」三字あり。

④杖豎我瘞上―この五字、 を以て瘞上に柱てよ)七字に作る。 『捜神記』は 「以竹杖柱於瘞上 竹

杖る

瘞

は、 墓

⑤杖抜—「抜」 字、 『捜神記』は「折」に作る。

⑥便平復如故— 『捜神記』には、 この後に「史姁が遠い 距 難を

晚

か二晩のうちに移動した」という話が記されている。

30 弦// 超

済北弦超、 神女来游。 車上有壺榼、 青白琉璃五具。

具有り。 済北の弦が 超 神んによ 来きり 游き š 車 上に壺・榼の、 青白なる琉璃の 五ご

[通釈]

んと欲す」と。人之を信ぜずして、曰く「何ぞ千里にして暫く帰る船に乗りて下邳に至り、鋤を売るも、時として售れず。云ふ「帰ら船に乗りて下邳に至り、鋤を売るも、時として售れず。云ふ「帰ら

を得ること有らんや」と。

答へて曰く「一宿にして便ち還らん」と。

瑠璃で作られた壺や杯が五つほど載せられていた。 済北郡の弦超のもとへ、神女がやって来た。車の上には、
せいほく 青白

言釆

するが、熹平(一七二~一七八年) 記』、『太平寰宇記』、『太平広記』は嘉平年間(三国魏、 七二八に引く "北堂書鈔』 一二九に引く張敏 一四九~二五三年)の事とする。 一(『法苑珠林』八、『芸文類聚』七九、『太平御覧』六七七引)、 『述征記』、『太平広記』六一に引く『集仙録』に見える。 話は『太平御覧』七六一に見える。また、この事は **『智瓊伝』、『太平寰宇記』一三、『太平御覧』** 『太平御覧』は 『神女伝』、『太平御覧』三九九· は後漢の年号である 「魏熹平」 斉王曹芳の 『捜神 のことと 四二に引 『搜神 記

一二九引張敏『神女伝』) 班義起感神女智瓊。智瓊復去、賜義起織成裙衫。(『北堂書鈔』

『述征記』)

また。 智瓊 乃ち絶ゆ。後五年、超 使ひして将に洛西に至らんとす。 到ふ。智瓊 乃ち絶ゆ。後五年、超 使ひして将に洛西に至らんとす。到の同室 其の姦有るを疑ふ。以て監国に告げて詰問す。超 具に之を言済北郡史の弦超、魏の嘉平中、神の安成公智瓊有りて之に降る。超さは、

智瓊伝日、 三九九引『智瓊伝』 贈詩二百余言、 顕然来遊、乃駕輜軿車、 早喪父母、 弦超字義超。 天帝愍之、 又著易七卷。 夢神女従之。 従八婢。 遣令得下嫁。」 超皆能通其旨。 自言 自称 「我天帝玉女。」 如此三四旦、 「天上玉女、 (『太平御覧 姓成、 遂為夫 覚寤欽 字

非常人之容。覚寤欽想、若存若亡。地哀其孤苦、遣令下嫁従夫。」超当其夢也、精爽感悟、嘉其美異、地哀其孤苦、遣令下嫁従夫。」超当其夢也、精爽感悟、嘉其美異、従之、自称「天上玉女、東郡人。姓成公、字知瓊。早失父母、天魏済北郡、従事掾弦超、字義起。以嘉平中夜独宿、夢有神女。来

壺榼、 常可得遠味異膳。 衣、 如此三四夕。一旦、顕然来遊。駕輜軿車、 亦無妬忌之性、 ·我天上玉女。見遣下嫁、 飄颻浮勃逢、 不能有益、 姿顔容体、 青白瑠璃五具。飲啗奇異、饌具醴酒、 不害君婚姻之義。」遂為夫婦。贈詩一篇、 状若飛仙。自言年七十、 敖曹雲石滋。芝英不須潤、 亦不能為損。 繒素常可得充用不乏。然我神人、 故来従君。 然往来常可得駕軽車、 不謂君徳、 視之如十五六女。 至徳与時期 従八婢。 与超共飲食。 宿時感運。 乗肥馬。 服 不為君生子、 綾羅 其文曰 宜為夫 謂超日 車上有 **編練之** 飲食

有象、 此其詩之大較。 **『太玄』**、 神仙豈虚感、 以彖為属。 薛氏之『中経』也。 其文二百余言、 應運来相之。納我栄五族、 故其文言、 超皆能通其旨意、用之占候 既有義理。 不能悉録。 又可以占吉凶、 逆我致禍菑 兼註 易 七巻、 猶揚子之 有卦

与君通接。 神人也。 見踪跡、 晨去、倏忽若飛。唯超見之、他人不見。雖居闇室、 作夫婦経七八年、 憂感積日、 各自努力。」又呼侍御、下酒飲啗。 又贈詩 雖与君交、不願人知。 然不睹其形。後人怪問、 殆至委頓。 一首。 積年交結、 把臂告辞、 父母為超娶婦之後、 恩義不軽。一旦分別、 涕泣流離。 而君性疏漏、 漏泄其事。 分日而燕、 発簏、 肅然昇車、 豈不愴恨。勢不得不 我今本末已露、不復 玉女遂求去、云「我 取織成裙衫両副遺 分夕而寝。 輒聞人声、常 去若飛迅。超 来

去後五年、超奉郡使至洛。到済北魚山下、陌上西行。遥望曲道頭

遂為室家、 馳前 至 果是也。 剋復旧好 遂 披 帷 相 見 悲喜交 切

九月九 但不日日往来、 十五日、 輒下往来、 毎於三月三日、 経宿 而去。 Ŧī. 月 張 $\overline{\mathcal{H}}$ (茂先為之作 日 七月

www files with the control of the

の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名・選して来遊す。 電響の 五具有り、飲名 青星、健に體酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、青白なる瑠璃の五具有り、飲名 奇異、饌に醴酒を具へ、超と共の、黄金・麦。 超に謂ひて曰く「我は天上の玉女なり。遺はされて下嫁に飲食す。超に謂ひて曰く「我は天上の玉女なり。遺はされて下嫁に大婦す。超に謂ひて曰く「我は天上の玉女なり。遺はされて下嫁に大婦と為るべし。益有ること能はず、亦た損を為す能はず。然しく夫婦と為るべし。益有ること能はず、亦た損を為す能はず。然は大婦と為るべし。益有ること能はず、亦た損を為す能はず。なかないまない。 然れども我は神人なれば、 に、其の文に曰く、 君が婚姻の義を害せず」と。 君の為に子を生まず、 遂に夫婦と為る。 亦た妬忌の性無け 詩 一篇を贈る

芝の英は潤ひを須ひず、 飄颻として勃逢に浮かび、 至徳は時と期 敖曹として雲石

> 旨意に通じ、之を占候に用ふ。
> は揚子の『太玄』、薛氏の『中経』のごときなり。
> は揚子の『太玄』、薛氏の『中経』のごときなり。
> なに其の文言は、既に義理有り。又た以て吉 こときなり。超は皆な能く其これた以て吉凶を占ふ可く、対 占 ふ っ っ く 、 猶な

0)

も ほうの T 我は神人なり。 T す。

肅然として
車に
昇り、 りて超に遺り、 を呼びて、酒を下して飲略す。 からずや。勢ひ爾せざるを得ざれば、各自 努力せん」と。又た侍御積年の交結、恩義は軽からず。一旦にして分別るるは、豈に愴恨しず。 かちて燕し、夕を分かちて寝ぬ。夫婦と作りて七・八年を経、父母 日を積み、殆ど委頓するに至る。 性疏漏にして、 後に人 怪しみ問へば、其の事を漏泄す。玉女 遂に去るを求め、云ふの 又た詩一首を贈る。臂を把りて告辞し、 我は今本末 已に露れたれば、復た君と通接せず。君と交はると雖も、人の知るを願はず。而るに君の君と交はるといる。人の知るを願はず。而るに君の 去ること飛迅するが若し。 麓を発き、 夜に来りて晨に去り、 超の為に婦を娶るの後のなり 他人には見えず。闇室に居るとれに来りて晨に去り、像忽として 織り成せる裙衫 超は憂感して 第泣 流離 ていきぶゅうりで両副を取 日 「を 分ゎ

左の援綏を控え、同乗して洛に至る。 なり。遂に帷を披きて、一車馬有り、知瓊に、一車馬有り、知瓊に、のませいの東山の下に到 北の 魚ばんの 到た

)済北— 済北国。 城 往来し、経宿して去る。張茂先は之が為に「神女の賦」、五月五日、七月七日、九月九日と、旦、十五日に於て、五月五日、七月七日、九月九日と、旦、十五日に於て、 県の 国名。 南 済 尋省入廬県。 |北郡| 肥 漢に置かれた。 ,城県、 に作る。 古肥子国。 劉宋時、 済北郡は南朝宋に置かれた。 『搜神記』、 済北郡治於此。 漢置肥城県、 「神女の賦」を作る。 『太平寰宇記』、 属 『読史方輿紀要』) 泰山 毎ね に三 輒ち下 郡 山 『太平広 月三 東省肥 りて H

③神女— ②弦超―この二字、『太平御覧』七六一は「弦起」に、『北堂書鈔』 は 五字に、『太平御覧』三九九は「弦超、字義超」五字に作る。 二字、『北堂書鈔』、『芸文類聚』、 「班義起」三字に、 『捜神記』は 天地哀其孤苦、 「自称『天上玉女、東郡人。 『捜神記』、『太平広記』は 遣令下嫁従夫。』」と記す。 『太平寰宇記』、 「弦超、 姓成公、字知 『太平御覧』 字義起 「知瓊

31 陳節 方

『太平広記』

は

「智瓊」に作る。

载百万請刀。 傷、勿以廁溷。且不宜久服。三年後、求者急与。」果有戴卓、以泰山環。語節方曰「此刀不能為余益。然独臥、可使無鬼。入軍不有神王方平降陳節方家。以刀二口。一長五尺、一長五尺三寸、名有神王

刘釆

山環と称した。節方に語って言うには「この刀が多くの利益をもたえた。一振りの長さは五尺、もう一振りは長さ五尺三寸で、銘を泰王方平という神がいて陳節方の家に降りて来た。二振りの刀を与

ぐに与えなさい」と。果たして戴卓が、百万の銭でこの刀を求めてかつ長く持っていない方が良い。三年後に、欲しがる者がいれば直はない。戦いの中で傷つくことはないが、汚すことのないように。らすことはない。しかし一人で寝ていて、幽鬼を寄りつかせること

語釈

きた。

一二三に引く『列仙伝』に見える。*この話は『太平御覧』三四五に見える。また、この事は『北堂書鈔

- このではでは、 ではではら、 このでは、 このでは、

①王方平―後漢、嶧の人。名は遠。孝廉に挙げられ、中散大夫に至かざるも、以て順溷に入るること勿れ」と。(『北堂書鈔』一二三)かざるも、以て順溷に入るること勿れ」と。(『北堂書鈔』一二三)を為す能はず。独り臥するに、鬼無から使む可し。軍に入りて傷つを為す能はず。独り臥するに、鬼無から使む可し。軍に入りて傷つを為す能はず。独り臥するに、鬼無から使む可し。軍に入りて傷つを為すにして、泰山宝環と名づく。節方に語りて曰く「此の刀 余益八三寸にして、泰山宝環と名づく。節方に語りて曰を以てす。長さ五山別。」(『北堂書鈔』一二三引『列仙伝』)

①王方平―後漢、嶧の人。名は遠。孝廉に挙げられ、中散大夫に至

②二口―『太平御覧』及び『北堂書鈔』は「一口」に作る。

一長五尺三寸」九字に、『北堂書鈔』は「長五尺三寸」五字に作③一長五尺、一長五尺三寸―この十字、『太平御覧』は「長五尺、

入廁溷」五字に作る。『北堂書鈔』に以降の文なし。⑤勿以廁溷―この四字、『太平御覧』および『北堂書鈔』は「勿以④泰山環―この三字、『北堂書鈔』は「泰山宝環」四字に作る。

32 東海君

東海君以織成青襦遺陳節方。

東海君 織成の青襦を以て陳節方に遺る。

東海君は織って作った青い肌着を陳節方に贈った。

*この話は『太平御覧』六九五に見える。また、この事は 巻二(『太平御覧』八一六引)に見える。 『捜神記』

陳節 諸神を訪れ、東海君 織成せる青襦一領を以て之に遺る。 陳節訪諸神、東海君以織成青襦一領遺之。 (『捜神記』巻二)

①東海君―東の海に住むといわれた水神。

幸

子

②襦—胴着。 裾の短い着物。 『捜神記』 は、 この字の後に「一 領

二字を置く。

坊

③陳節方— 『捜神記』に「方」字なし。

先

33 麻ま姑こ

手。願得以搔背。」麻姑大怒。 神仙麻姑、 降東陽蔡経家。手爪長四寸、経意曰「此女子、 忽見経頓地、 両目流血 実好佳

く「此の女子、実に好佳なる手あり。 神仙の麻姑、東陽の蔡経の家に降る。 ん」と。麻姑大いに怒る。忽ち経地に頓せられ、両目 手爪の長さ四寸、 願はくは以て背を搔くを得れ 流血す。 経 意に日は

る。 血が流れた。 姑はひどく怒った。にわかに経の頭が地に叩きつけられ、 寸もあったので、 神仙の麻姑が、東陽の蔡経の家に降りて来た。手の爪の長さが四 出来ればあれで背中を掻いてもらいたいものだ」と思った。麻 経は心中に「この娘は、大変よい手を持ってい 両目から

語釈

*この話は『太平御覧』三七○に見える。また、このことは『太平広 記』七および六〇に引く『神仙伝』に見える。

者。遠告経曰「吾鞭不可妄得也。」(略)(『太平広記』七引 背、当佳也。」遠已知経心中所言。即使人牽経鞭之。謂曰「麻姑神 人也。汝何忽謂其爪可爬背耶。」但見鞭着経背。亦莫見有人持鞭 (略)麻姑手爪似鳥。経見之、心中念曰「背大癢時、得此爪以爬

ざるなり」と。

背、当佳。」方平已知経心中所念。即使人牽経鞭之。謂曰「麻姑神 人也。汝何思謂爪可以爬背耶。」但見鞭着経背。亦不見有人持鞭 (略)又麻姑鳥爪。蔡経見之、心中念言「背大癢時、 方平告経曰「吾鞭不可妄得也。」(略)(『太平広記』六○引 得此爪以爬

又た麻姑 鳥爪なり。 蔡経 之を見、 心中に念ひて言ふ「背 :大いに癢

り」と。 り」と。 り」と。 り」と。 がの以て背を爬くを得たらば、starter がの以て背を爬くを得たらば、当に佳かるべし」と。 がの以て背を爬くを得たらば、当に佳かるべし」と。 がいて日く「麻姑は神人なり。汝何ぞ爪以て背を爬く可しと ない謂いて日く「麻姑は神人なり。汝何ぞ爪以て背を爬く可しと ない謂いて日く「麻姑は神人なり。故何ぞ爪以て背を爬く可しと ない謂いて日く「麻姑は神人なり。故何ぞ爪以て背を爬く可しと ない謂いて日く「麻姑は神人なり。故何ぞ爪以て背を爬くを鞭た使 といるがいるべし」と。 古字に はいの爪以て背を爬くを得たらば、まっと。

で道を修めた。鳥のように爪が長かったという。①麻姑―仙女。後漢、建昌(今の江西省)の人。牟州東南の姑余山

②東陽―郡名。三国呉に置かれた。浙江省金華県。

③ 蔡経-

④忽見経頓地、両目流血―『神仙伝』は、王方平が蔡経の背を鞭で

―後漢の桓帝の時の人。王方平に従って仙人となった。

34 蔡経

俱見経皮如蛇蛻。遂不還。 蔡経与神交、神将去。家人見経詣井上飲水、上馬而去。視井上、

近彩

まま帰って来なかった。てみると、そこで蛇の抜け殻のような経の皮を見つけた。経はそののほとりで水を飲み、馬に乗って去るのを見た。井戸のほとりを見察経は神と交流があり、神は経を連れ去った。家の者は経が井戸

語釈

①神―王方平を指す。(31「陳節方」語釈①参照*この話は『太平御覧』三七五に見える。

②蛇蛻―蛇の抜けがら。

35 田 伯

過。」後如期、果為沛相公、不過于祠、常見廬君、月余病死。祠。」唯廬君往見、自称県民。与府君約「刻百日当遷大都。願見田伯為廬江太守、移郡淫鬼、命尽到府。「一月不自来見、当壊

病みて死す。
「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯だらしむ。「一月 自ら来り見えばいる。」に過じて尽く府に到して、またして、命じて尽く府に到した。

【通釈】

月余りして病気で亡くなった。

①廬江—郡名。 —郡名。 『北堂書鈔』七六に見える 漢に置かれた。 後漢の末に置かれた。 安徽省宿県の西北 安徽省潜山

36

汝。」夜夢人告之「吾将祐汝。」後漸差、 豫寧女子戴氏、 久病。 出見小石日 「爾有神、 遂為立祠、 能差我疾者、当事 名石侯祠。

に祠を立て、石侯祠と名づく。 りて之に告ぐ「吾将に汝を祐けんとす」と。後漸く差え、遂に為いること。 て、能く我が疾を差やせば、当に汝に事ふべし」と。夜夢に人あ 豫寧の女子 戴氏、久しく病む。出でて小石を見て曰く「爾 神有りょれい ちょし だい ひょ

先

坊

幸

子

かが現れて娘に告げた「私は今からお前を助けてやろう」と。後に たのだった。 次第に治ってゆき、 治したならば、きっとお前に仕えましょう」と。夜に夢の中に何者 に小石を見つけてこう言った「お前に神が宿っていて、 豫寧に戴氏という娘がおり、長く病気に罹っていた。出掛けた折ょな。だ。 そしてこの石の為に祠を立て、石侯祠と名づけ 私の病気を

*この話は『太平御覧』 (『太平広記』二九四、『太平寰宇記』一〇六引)、『北堂書鈔』一六〇 五一に見える。また、この事は『捜神記』四

> 豫章有戴氏女、 に見える。 久病不差。

汝。」自後疾漸差。遂為立祠山下。戴氏為巫、 能差我宿疾者、 吾将重汝。」其夜、 見一小石、形像偶人。 夢有人告之 故名戴侯祠 女謂曰 「吾将祐 「爾有人

りて之に告ぐ「吾 将に汝を祐けんとす」と。自後 疾 漸く差ゆ。遂りて之に告ぐ「吾 将に汝を重んぜんとす」と。其の夜、夢に人有を見る。女謂ひて曰く「爾 人形有り。豈に神なるか。能く我がたるを見る。女謂ひて曰く「爾 人形有り。豈に神なるか。能く我がたるを見る。女謂ひて曰く「爾 人形有り。豈に神なるか。能く我がたるを見る。女謂ひて曰く「爾 人形有り。豈に神なるか。能く我が非した。 たいませい といっぱい はいましょう だいしょう に為に祠を山下に立つ。戴氏は巫と為り、故に戴侯祠と名づく。ため、ほう、これか 投井中、神当出井中。」明晨、視之出井。取者発疾死。(『北堂書 後人取石投火、咸曰「此神石、不宜犯之。」取者曰「此石何神。乃 者、当事汝。」夜夢人告之「吾将佑汝。」後漸瘥、 列仙伝曰、豫章女子戴氏、久疾。出見小石曰「爾有神、能瘥我疾 遂立名石侯祠。

夢に人ありて之に告ぐ「吾将に汝を佑けんとす」と。後漸く蹇え、「爾神有りて、能く我が疾を蹇やせば、当に汝に事ふべし」と。夜好きなない。」とのでは、大きなない。」とのでは、大きなない。」とのでは、大きなない。 はいて小石を見て曰くが、一次一の引『列仙伝』) く「此の石 何ぞ神ならんや。乃ち井中に投ずるも、神なれば当に井蔵曰く「此れ神の石なり、宜しく之を犯すべからず」と。取る者曰べを立てて石侯祠と名づく。後人 石を取りて火に投ぜんとするに、る。 中より出づべし」と。明晨、之を視るに井より出づ。取る者 疾を発 して死す

②小石―この二字、 ①豫寧—県名。 後の時代の話か。 晉に置かれた。 『捜神記』、 [搜神記] は「一小石、 『北堂書鈔』 江西省武寧県の は 形像偶人」七字に作る。 「豫章」に作る。 西 「列異伝』

③石侯祠―この三字、 『捜神記』は「戴侯祠」に作る。

37

児。 歳、 同。 留之而去 照也。」生辞謝涕泣、 有枯骨。 十五六。 談生者、 室宇器物不凡。 若貧不能自偕活者。 不能忍。 勿以火照我也。 婦覚、 姿顔服飾、 年 一四十、 夜伺其寝後、 遂言曰「君負我。我垂生矣、 無婦。 以一珠袍与之、 三年之後、 天下無双。来就生、 不可復止。 暫随我去。 常感激読 盗照視之。 方可照。」為夫妻、 云「与君雖大義永離、 日 方遺君物。」生随之去、 『詩経』。夜半有女子、 其腰已上生肉如人、腰下但 一可以自給。 為夫婦。 何不能忍一歳而竟相 乃言「我与人不 。」裂取生衣裾、 生一児。 然顧念我 入華 已三 可年

召談生、 必発墓。」乃取考之。生具以実対、 後生持袍詣、 発視之、 復賜遺衣、 果棺蓋下得衣裾。 睢陽王家買之、得銭千万。王識之曰 以為主壻。 呼其児、 表其児以為侍中 王猶不信。 正類王女。 乃視女冢、冢完如 「是我女袍、 王乃信之。即 此

て竟に相ひ照らすや」 る後を伺ひ、 妻と為り、一児を生む。已に二歳、忍ぶこと能はず。夜に其の寝ぬ 火を以て我を照らすこと勿れ。三年の後、 し。来りて生に就き、夫婦と為る。乃ち言ふ「我 人と同じからず。 談生なる者、年四十にして、 夜半に女子有り、 腰 我生くるに垂とするに、 の下は但だ枯骨有るのみ。婦覚め、 盗みて照らし之を視る。其の腰已上は肉を生じて人のい。 ځ 年は十五六可り。姿顔服飾、 生 婦無し。常に感激して『詩経』を読っま 辞謝して涕泣するも、 何ぞ一歳を忍ぶこと能はずし 方に照らす可し」と。夫 遂に言ひて曰く「君 復た止む可か 天下に双ぶ無

> り。 け。 若し貧にして自ら偕に活くる者能はざればと。暫く我に随ひて去し、これのことが、これが、これがある。 衣を賜ひ、 正に王の女に類たり。王乃ち之を信ず。即ち談生を召し、 之を視るに、果たして棺の蓋下に衣裾を得たり。其の児を呼ぶに、 ならん」と。乃ち取りて之を考つ。生 具に実を以て対ふるに、 後に生 袍を持ちて詣るに、睢陽王の家 之を買ひ、銭千万を得たのち 可し」と。裂きて生の衣裾を取り、之を留めて去る 室宇器物は凡ならず。一珠袍を以て之に与へ、曰く「以て自ら給す」のうかがった。 らず。云ふ「君と大義永く離ると雖も、然れども我が児を顧念す。 王之を識りて曰く「是れ我が女の袍なり。此れ必ず墓を発く 方に君に物を遺らん」と。生 之に随ひて之き、華堂に入るに、**** 以て主壻と為す。其の児を表して以て侍中と為す。まっしゅせいない。 復た遺 王さ

[通釈]

来て、 白骨があるだけだった。 上は普通の人間と同様に肉がついていたが、 後を窺って、こっそり妻を灯りで照らして見た。すると妻の腰から まれた。二年が経ち、生は我慢が出来なくなった。夜中に妻が寝た ても構いません」と言った。こうして二人は夫婦となり、 年の頃は十五・六ほどであった。姿や顔かたち 着ているものは、 一世に並ぶものが無い程の素晴らしさであった。生のもとにやって 談生という者がいたが、四十歳で、 灯りで私を照らしてはなりません。三年が経てば、 を呼んでは感激していた。夜も更けた時分に一人の娘が現 夫婦になった。そこで言うには「私は普通の人間とは違い 妻は目を覚まし、そうして言うには 妻がいなかった。 腰から下は干からびた 照らして見 いつも 子供が生

0

が、 を形見におさめて立ち去った。 差し上げましょう」と。生は妻について行き、立派な屋敷に入った とは出来なかった。 まったのですか」と。 ことになったらと。 それでも子供のことが心配です。もし貧しい為に一緒に暮らせない たは私との約束を破りましたね。 したのに、どうしてあと一年の我慢が出来ずに私を照らして見てし 「これで生計が立つでしょう」と。 その部屋のつくりや家具はそこらで見掛けるようなものではな 妻は真珠のついた美しい袍を取り出して生に与え、言うに 暫く私について来て下さい。 妻は言った「あなたと永久に離れるとしても、 生は涙を流して謝ったが、 私はもう少しで生き返るところで 生の着物の裾を裂いて、これ あなたに贈り物を 更に引き留めるこ

それで娘婿と認めた。その子供も上奏して侍中にしたのであった。それで娘婿と認めた。その子供も上奏して侍中にしたのであった。それで娘婿とこれはきっと墓を暴いたに違いない」と言った。そこの娘の袍だ。これはきっと墓を暴いたに違いない」と言った。そこで生を捕らえて厳しく取り調べた。生はありのままを詳しく説明したが、王はそれでも信用しなかった。そこで娘の墓を調べてみると、果と、墓は完全に元のままだった。掘り返してこれを見てみると、果たして棺の蓋の下に生の着物の裾が見つかった。その子供を呼び寄たして棺の蓋の下に生の着物の裾が見つかった。その子供を呼び寄たして棺の蓋の下に生の着物の裾が見つかった。その子供を呼び寄たして棺の蓋を得た。ところが王はこの袍に見覚えがあり「これは私一千万の銭を得た。ところが正はいない。

[語彩

巻一六(『北堂書鈔』一二九、『法苑珠林』九二、『太平御覧』三七五*この話は『太平広記』三一六に見える。また、この事は『捜神記』

および六九三引)に見える。

入華堂、室字器物不凡。 已下、但有枯骨。 漢談生者、 顧念我児。若貧不能自偕活者。 歳而竟相照也。」生辞謝涕泣、 不同。勿以火照我也。三年之後、方可照耳。」与為夫婦、 十五六。姿顔服飾、 留之而去。 不能忍。 年四十、 婦覚、遂言日 夜伺其寝後、 天下無双。 無婦。 以一珠袍与之、 常感激読 不可復止。 盗照視之。其腰已上生肉如人。腰 来就生、 暫随我去。 「君負我。 『詩経』。 日 為夫婦。乃言曰 云「与君雖大義永離、然 我垂生矣、 方遺君物。」 「可以自給。」 夜半有女子、 何不能忍一 生随之去、 裂取生衣 「我与人 年可

漢の談生なる者、年四十にして、婦無し。常に感激して『詩経』をできた。 明召談生、復賜遺之、以為女婿。表其児為郎中。(『捜王乃信之。即召談生、復賜遺之、以為女婿。表其児為郎中。(『捜王乃信之。即召談生、復賜遺之、以為女婿。表其児為郎中。(『捜正乃信之。即召談生、復賜遺之、以為女婿。表其児為郎中。(『捜工方の談生、祀のでは、正猶不信。乃視女の談生持袍詣市、睢陽王家買之、得銭千万。王識之曰「是我女袍。後生持袍詣市、睢陽王家買之、得銭千万。王識之曰「是我女袍。

①睢陽―春秋時代の宋の地で、秦は県を置き、漢の時に梁の孝王が

②侍中-

-天子側近の顧問官。

[搜神記]

は「郎中」に作る。

郎中は、

官名。秦代では宮中の宿直の役。

〔二〇一五・六・二五 受理